



ノリミツ・オオニシ氏の戦後処理に関する記事へのコメント

以下は、ニューヨーク・タイムズ紙東京支局長ノリミツ・オオニシ氏が執筆し、2006年11月15日、「戦時中の中国人労働者、日本を訴える」（ニューヨーク・タイムズ紙）そして「正義への不屈の要求」（インターナショナル・ヘラルド・トリビューン紙）として掲載された記事に対する、日本政府のコメントである。

1. 強制労働の被害者への補償に関してウィリアム・アンダーウッドが述べたコメントについて。

(1) 「日本は、政府…レベルでも、ドイツと完全に反対のアプローチを取りました。」

第二次大戦の賠償・財産・請求権の問題に関しては、日本は、サンフランシスコ平和条約と他の全ての関連条約に従い、誠実に行動してきている。これらの条約の締結国間において、個人の請求権の問題を含む全ての問題は、既に法的に解決している。日本が採用した、国（敗戦国）から国（戦勝国）への包括的賠償方法は、国際法の履行上最も受け入れられている方法である。この方法は、相手国とその国民に与えた損害と被害の問題に関して、国家間の合意により解決を成立させるものである。合意に到達した後は、賠償問題は、戦勝国の国内問題となる。つまり自国民との関係にどのように取り組むかの決定は、戦勝国の裁量にかかっている。このアプローチは広く受け入れられており、国際社会において完全に正当なものである。この正当性が、日本をして、戦勝国と合意に達することを可能にしている。

ドイツに関して言えば、第二次大戦後その敗戦国が東ドイツと西ドイツに分断されたため、日本が行ったように、国際平和条約の下で賠償などの問題に取り組むことができなかった。そのため、ドイツは、ナチズムの被害者のような個人に対して補償を支払うという、別のアプローチを取った。我々は、そのような補償は、主としてホロコーストとナチ強制収容所の被害者に対するもので、一般の戦争被害者に対するものではないと、理解している。故に、日本とドイツは、著しく異なる戦後状況の下で、異なる方法で戦後問題に取り組んだ。二つの国の対応の、単純な比較と評価は不適切である。

この点についてオオニシ氏は記事の中で、「東京（日本政府）は、…日本と中国間の条約が個人の請求権を無効にした…請求を斥けることで日本は…法律至上主義を脇に置いて、まだ被害者が生きているうちに第二次大戦時の奴隷・強制労働者に補償することを選んだ近年の国際社会の流れに抵抗してきた（ニューヨーク・タイムズ）。日本政府は…、二国間条約で個人の請求権は無効になったという主張を繰り返してきた。そうすることで、日本政府は…、法律至上主義を脇に置いて、まだ時間があるうちに第二次大戦時の奴隷・強制労働者に補償することを選んだ近年の国際社会の流れに、抵抗してきた（インターナショナル・ヘラルド・トリビューン）。

オオニシ氏は、ドイツとオーストリアを、日本が取った方法と違う“近年の国際社会の流れ”の例として使っている。しかし、ドイツの場合、上述したように、戦後東側と西側に分断されたという特異な事情があった。オーストリアに関するなら、その立場は、ドイツに併合されていた1938年から1945年の間のナチスドイツの行為に関して一切の責任を負わない、というものである。そのため、オーストリアは戦争に関して賠償も補償もする必要はない。オーストリアは、日本がしたように、戦争によって生じた一般的被害に関して平和条約と二国間条約を結ぶというような戦後処理を通して、取り組むことはなかった。オオニシ氏は、ドイツとオーストリアを取り囲む異常な状況を、「近年の国際社会の流れ」と完璧に誤解した。実際、両国は、特別な状況により、平和条約を締結するという一般的に受け入れられている国際法の履行を迫ることができなかったのであり、そのため両国には、個人的に被害者に補償するという選択肢しかなかったのである。その上、オオニシ氏は、日本とドイツ、日本とオーストリアの間に、戦後問題に異なるアプローチを生み出した上述の状況を見逃して、単純な比較と評価をし、そして一方的に、“近年の国際的流れ”に抵抗していると決め付け、非難している。戦後処理に関する彼の誤解を通して、オオニシ氏は、ニューヨーク・タイムズそしてインターナショナル・ヘラルド・トリビューンの読者を欺いたのであり、これは我々にとって全く受け入れられないことである。

(2)「日本のこの60年間の過去は、特に強制労働の問題で、真実を語り、過去を潔く受け入れるということに関して、一貫して不誠実な歴史であったとしか、言わざるを得ないと思います。」

いわゆる“強制労働”などの歴史問題に関しては、日本政府は公式に反省の意を表し、多くの機会に謝罪をしてきている。第二次大戦後の日本の60年を、“過去を潔く受け入れるということに関して、一貫して不誠実な歴史”と表現することは、これらの重要な事実を見逃している。さらには、過去を誠実に振り返り、自由・民主主義・基本的人権を守り、主としてアジア諸国の経済発展に協力するために多大な努力をし、民主平和国家として国際平和に貢献するという、日本がこれまで歩んできた道を見逃している。この記事の表現は、受け入れられない。

2. 「日本の安倍晋三首相を含む政治家が、現在の教科書から日本の軍国主義の過去の記述を少なくさせようという努力を率いている」と書いてある箇所について。

安倍首相が、日本の軍国主義の過去を軽視する努力を率いている、という表現は、全く事実無根である。さらには、その表現は他の見地から見ても見当違いである。教科書検定システムは、政府は特別な歴史理解や歴史事実を決定する立場にはない、という前提に立ったものである。関連する証拠を示さない、一方的糾弾は受け入れられない。

3. 「外務省もインタビュー依頼を断わった。」と書いてある箇所について。

日本の外務省は、オオニシ氏からのインタビュー依頼を断る際、日本政府が関わる係争中の訴訟にはコメントをしたくない、と明確に説明しており、我々はそれが充分で道理にかなった理由であると信じる。

4. 「安倍首相は、人権を尊重するオーストラリア・インドその他のアジアの民主主義国家とより近い関係を築きたいと、繰り返し発言しているが、それは、中国に対する露骨な挑戦である」と書いてある箇所について。

安倍首相は、オーストラリアやインドなどの基本的価値を共有する国々と、戦略的対話を進めていくと宣言した。同時に、APECや東アジアサミット会議などの既存の枠組みを通じて、中国を含むこの地域の全ての国々との協力を前進させ、アジアの団結を育成させるために活発に貢献するつもりである。地域の長期的安定とアジアの繁栄を確保するため、安倍氏は、既存のそして必要であれば新しい枠組みを通して、何層もの調整と協調を前進させていくこと、全ての関連国と建設的で協力的関係を深めていくことが重要であると信じている。それ故、「中国に対する露骨な挑戦」と表現されたようなことは、決して日本政府の意図を表現するものでなく、事実と反している。オオニシ氏が、先入観を持ち、確たる証拠も無く日本をそのように表現することは、全く不適切である。

5. 「安倍首相は、北朝鮮に4半世紀前に誘拐された十二人あまりの日本人の問題を支持しており、被害者としての日本を強調している。」と書かれた箇所について。

北朝鮮による拉致は、日本の主権の重大な侵害であり、日本人拉致被害者の幸福な人生を奪う人権侵害である。この人道に対する罪には、何十年経ってもまだその運命が判明しない13歳の少女の拉致も含まれている。国民の生命と幸福を守る政府の指導者として、安倍首相には、拉致者とその家族を助けるために、真剣な努力をするあらゆる理由がある。「被害者としての日本を強調している。」という表現に辿り着いたオオニシ氏の人権感覚は、我々の理解を超える。

6. 「安倍首相の祖父であり政治模範である岸信介は、1950年後半に首相を務めた。戦時中、岸は商工大臣として、強制労働のプログラムを監督した。」と書かれた箇所と、「現外務大臣の麻生太郎の家族は、アジア人と西洋人強制労働者を使った福岡にある炭鉱会社、麻生鉱業を所有していた。麻生外務大臣は70年代、現在は麻生セメントと呼ばれるようになったその会社の社長だった。」と書かれた箇所について、(後者は、インターナショナル・ヘラルド・トリビューンのみに掲載)

日本政府は、私企業麻生鉱業の当時の雇用形態と状況にコメントする立場にない。しかし、我々の政府は、その企業が強制労働者を使っていたとするいかなる情報も、受け取っていない。いかなる証拠も示さず、この種の断定的表現を用いることは、全く理不尽である。

この箇所で読者は、第二次大戦中の強制労働の問題に関する安倍首相と麻生外務大臣の考え方が、何らかの形で、彼らの家族的背景から影響を受けていたのではないかと、怪しむかもしれない。我々は、この記事が全体として、自由・人権といった基本的価値を敬い支持し、それらが世界中に広まるよう誠実に労を惜しまず働いてきたこれらの二人の政治家の立場をを貶めるという目的で書かれたと、信じる。それ故、記事の姿勢は健全というには程遠い。